海上運送法第4条に基づく第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案のご意見募集について

令和５年８月２２日
中　国　運　輸　局

中国運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正について検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。

皆様からいただいたご意見につきましては、同基準の公示を改正する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案

2. 意見募集期間

令和　5年　8月22日（火）～令和　5年　9月21日（木）まで

3. 意見の提出方法・提出先

別紙の意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承願います。

電子メール（テキスト形式）

電子メールアドレス　：　cgt-ryokaku@gxb.mlit.go.jp

※件名を「サービス基準に関する公示の一部改正案」としてください。

4. 留意事項

・ご意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。
公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。

・ご意見に付記された電話番号等の個人情報は、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. お問い合わせ先

中国運輸局海事振興部旅客課
TEL：082－228－3679